

令和7年度 広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業（大学版） 募集案内

広島広域都市圏とは

広島市と生活面や経済面で深く結び付いている、広島県、山口県及び島根県の3県にまたがる33市町で構成するエリア。圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、様々な交流と連携を推進しています。

構成市町

●広島県

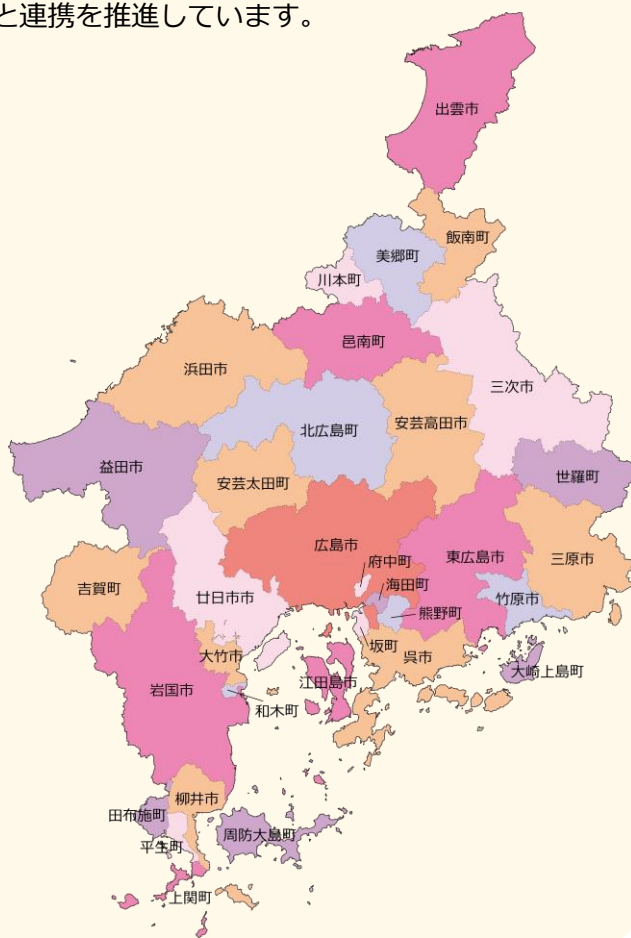
広島市、呉市、竹原市、三原市、
三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、
安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、
熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、
大崎上島町、世羅町

●山口県

岩国市、柳井市、周防大島町、
和木町、上関町、田布施町、平生町

●島根県

浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町
美郷町、邑南町、吉賀町



広島広域都市圏マスコットキャラクター
ひろしま都市犬 はっしー



本事業に関する問合せ先・書類の提出先

広島市企画総務局政策企画部広域都市圏推進課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（本庁舎11階）

TEL:082-504-2017 E-mail:kouiki@city.hiroshima.lg.jp

HP:<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>

「広島広域都市圏地域貢献人材育成支援事業（大学版）」とは

急速な人口減少、少子化・高齢化が進む中、「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、地域の若者の流出等による人口減少を抑制し、活力ある地域社会を将来にわたって維持していくためには、若者のチャレンジを地域総出で応援し、地域に愛着や誇りを持つ人材を育成することで、中・長期的な視点で若者の地域への定着や回帰につなげていくことが必要不可欠です。こうした人材を育成するため、大学等が圏域内市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動に対し、補助金を交付します。

1 補助の対象となる者

補助の対象となる大学等は、以下のとおりです。

- ・ 広島県、山口県及び島根県に所在する大学（大学院含む。）、短期大学及び高等専門学校（以下、本書では「大学等」といいます。）。
- ・ 広島広域都市圏内の市町と協定等を締結し、かつ、教育研究活動を行う拠点を当該市町に設置している大学等

2 補助の対象となる事業

- (1) 大学等が広島広域都市圏を構成する市町において、当該市町や地域住民、企業、団体等と連携して地域課題の解決に取り組む教育研究活動が対象となります（以下、本書では「活動」といいます。）。

次の活動は対象外となります。

- ① 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利するもの
- ② 国の補助金等を受けている又は受けることが確定しているもの
- ③ その他市長が適当でないと認めるもの

- (2) 複数年度にわたり継続して実施する事業は、予算の範囲内において、最大3年間にわたって補助を受けることができます。ただし、毎年度、補助金の交付申請をし、交付決定を受ける必要があります（次年度以降の交付を保証するものではありません。）。

2 補助の対象となる事業（続き）

- (3) 令和7年度募集区分について
以下の区分の活動を募集します。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 生活交通の維持・確保 | ⑥ 観光資源の共同開発・P R |
| ② I C T環境の整備・有効活用 | ⑦ 地域におけるにぎわいの創出 |
| ③ 交流・移住・定住の促進 | ⑧ 圏域内産品の地産地消 |
| ④ 安全・安心な暮らしの確保 | ⑨ 環境負荷の低減 |
| ⑤ 文化財・伝統文化の活用・保全 | ⑩ その他 |

また、10、11 ページに各区分に係る広島広域都市圏の市町が抱える課題の概要をまとめているほか、広島広域都市圏ホームページに「圏域内の市町が抱える地域課題や大学・高校等に期待する取組」を掲載していますので、活動を検討する上での参考にしてください。

なお、**教員や学生等が実際にフィールドとなる広島広域都市圏内の市町に足を運び、地域住民等と直接対話しながら活動を行っていただくことが、望ましいと考えています。**

広島広域都市圏ホームページ：

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/kouiki/2million/1027229/1012413.html>



3 補助の対象となる主な経費

活動を実施するに当たり、必要と認められる以下の経費が対象です。

なお、各支出項目について、社会通念上適当と認められる額としてください。**社会通念上適当と認められる額を超えると判断される場合や、対象となる経費と対象とならない経費が混在し、それらを明確に区別できない経費は、「対象外」となります。**

項 目	主 な 内 容
消耗品費	事務用品や工作に必要な材料の購入費
通信費	郵便等に必要な経費
旅費交通費	連携する市町で実施する活動や調査等に要する交通費・宿泊費 ※ 宿泊費に食費は含まない。
謝金	指導又は助言を得るための専門家等に対する謝金等 ※ 大学等に在籍している職員や学生への謝金は対象外
会場使用料	連携する市町で実施する活動や調査等に要する会場の借上料
印刷製本費	資料やチラシ、ポスター等の印刷、製本に要する経費
バスその他借上料	連携する市町で実施する活動や調査等に要するバス借上料
図書費	図書・書籍等の購入費 ※ 学生の教科書など通常学生が負担すべきものは対象外
委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費 ※ ただし、委託の内容が専門知識・技術等を要せず、教員、学生及び連携する企業・団体等の職員で実施が可能なもの、委託内容が課題の解決そのものになるようなものは対象外。また、委託料の占める割合が補助対象経費の2分の1以上のものは原則として対象外
その他	・ 活動の実施のための保険料 ・ 振込手数料

次の経費は補助対象外となります。

- ① 教育研究活動に直接関係のない経費
- ② 大学等から補填される経費
- ③ 建物等の施設整備費
- ④ 備品※の購入費

※ 広島市の基準に準じて、以下のものを備品とします。

その性質又は形状を変えず、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が50,000円以上のもの。ただし、事務用機器として購入するパーソナルコンピュータ、タブレット端末及びスマートフォンは20,000円以上のものを備品とします。

- ⑤ 広島広域都市圏の区域外への旅費交通費（当該旅行が教育研究活動の実施上、必要不可欠であると事前に市長が認めるものを除く。）
- ⑥ 食料費（打合せ等において提供する簡素な飲料を除く。）
- ⑦ その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

※ 「日当」の取扱いについて

日当が「交通費」として支給されるものであることが明確に規程等で定められている場合は、日当を補助対象経費とすることができます。なお、本事業では食料費を補助対象外経費としており、日当が「食料費」としての意味合いで支給される場合は、補助対象外経費とします。

4 補助金額

1 事業当たり年間 **50万円** を上限とします（補助率：補助対象経費の 10 / 10）。

5 補助対象期間

補助金交付決定日から **令和8年2月28日（土）** までが対象です。

（複数年度にわたり継続して実施する事業であっても、補助対象期間は令和8年2月28日（土）までとなります。）

6 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする大学等は、次のとおり、表紙の提出先に書類を提出してください。

募集期間	令和7年4月28日（月）～5月30日（金）当日必着
提出書類	① 補助金交付申請書（様式第1号） ② 補助事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書（様式第3号） ④ その他、市長が必要があると認める書類

● 留意事項

- 一つの大学等が異なる活動で複数件申請していただくことは可能ですが、**1指導教員につき、申請は1件までとしてください。**
- 例年、実績報告後に各団体への交付額を確定した際に、当初の交付申請額から多額の不用が発生しています。予算の範囲内で、より多くの教育研究活動を採択できるようにするため、**必要額を精査の上、交付申請を行っていただくようお願いします。**
なお、不用状況によっては、個別に事情を説明いただく場合がありますので、御承知おきください。

- (2) フィールドとする市町や、連携先企業・団体等とのマッチングを希望する場合は、表紙の問合せ先に事前相談を行ってください。

また、本市では、大学等に加え、高校等を対象に地域貢献人材育成支援事業を実施しています。同じ地域で類似のテーマに取り組む高校等があった場合には、双方の活動に相乗効果を発揮させるため、本市から連携の提案をさせていただくことがあります。その場合、双方の希望を確認させていただいた上で調整させていただきます。

なお、該当する市町や企業・団体等がないなどの理由により、マッチングができない場合がございますので、予め御了承ください。

事前相談期間	令和7年4月28日（月）～5月30日（金）
--------	-----------------------

7 活動の審査

補助金を交付する活動については、次の審査基準に基づき、提出書類等の内容を審査します。審査の参考とするため、提出書類受理後、事務担当者宛に活動内容等のヒアリングを実施することがあります。

〔審査基準〕

項 目	審査のポイント
事業効果	事業内容は大学等の学生が地域へ出向き、主体的に取り組むものとなっているか。また、地域に愛着と誇りを持って地域課題の解決や、産業・経済の更なる発展等に貢献する人材育成につながるものとなっているか。
課題認識	事業内容は地域課題を理解した上で検討されたものであり、地域の活性化や課題解決につながるものとなっているか。
実行性	事業スケジュールや予算が具体的かつ現実的な事業となっているか。
先駆性・独創性	新しいアイデアや学校の専門性・特色等が活かされた事業となっているか。
継続性・発展性	地域との関わりの継続・定着や、新たな地域での展開が期待できる事業となっているか。また、他地域でも参考となる活動となっているか。

8 補助金の交付決定

補助金を交付する活動については、審査後、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。なお、補助金の交付をしないことを決定したときは、申請者にその旨を通知します。

(1) 交付決定件数等について

補助金の交付決定件数は、10件程度を予定しています（予算の範囲内で、交付決定件数を変更する場合があります。）。

また、採択団体の決定後に広島市の予算に余剰が生じた場合、不採択となった団体であっても、事業計画を変更するなどして収支予算を縮小して活動を実施することができる場合には、追加採択することがあります。この場合、審査結果が上位の団体から順に個別に連絡させていただきます。

なお、追加採択となる場合、変更後の事業計画と収支予算書の提出が必要です。また、当初採択となった団体よりも事業開始が遅れる可能性があります。

(2) 補助金の交付について

補助金は、大学等又は大学等を運営する法人名義の口座に、概算払により交付します。

9 活動の実施

- (1) 補助金の交付後、**令和8年2月28日（土）**までに活動を完了してください。
- (2) 活動を実施する上での注意点
 - ・ 補助金は、申請した活動の目的以外に使用することはできません。
 - ・ 適正な予算の執行に努めてください。
 - ・ **活動の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理してください。**また、これらの帳簿及び書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管してください。
 - ・ 活動の実施状況について、記録を残しておいてください。
 - ・ **チラシなどの配布物・成果物を作成する場合は、本事業からの補助活動であることを明記してください。**
- (3) 活動の経過報告について
令和7年11月上旬（予定）に活動状況のヒアリング等を行います。
- (4) 活動内容を変更する場合

活動内容や予算について、交付申請時のものから変更が生じる場合、以下の書類の提出が必要となることがありますので、表紙の問合せ先まで連絡してください。

※ 補助金執行額が補助金交付額を2割以上下回ることとなる場合は、必ず補助金変更承認申請の手続きが必要となります。

提出書類	① 補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号） ② その他、市長が指定する書類
------	---

10 活動成果の発表

活動の成果を、**令和8年2月上旬（予定）**に開催予定の広島広域都市圏協議会（広島広域都市圏33市町の市長と町長で構成する協議会：呉市で開催予定）において、発表していただく予定です。なお、発表会への参加に係る費用は、補助対象経費に含めても構いません。

ただし、活動成果の発表件数に限りがあることから、改めて調整します。

また、大学等や活動を行った地域において活動成果を発表する機会を設けてください。

11 活動の報告

活動終了後、次のとおり表紙の提出先に提出してください。

■ 成果報告資料（広島広域都市圏 HP 等で活動成果を公表するために使用します。）

提出期限	令和8年3月2日（月）
提出書類	① 活動の成果報告書（A4判4枚程度） ② 5枚程度の写真（広報用） ※ホームページや報告資料等で公表可能なものを御提出ください。

■ 実績報告資料（補助金関係の実績報告・精算で使用します。）

提出期限	活動終了後40日以内、又は令和8年3月2日（月）のいずれか早い日
提出書類	① 補助事業実績報告書兼精算書（様式第6号） ② 事業実施報告書（様式第7号） ③ 収支決算書（様式第8号） ④ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し ※ 原則、上記期限までの提出を求めますが、2月下旬まで活動を実施した等の理由により、事務処理上、上記期限までに支払いが完了しない場合は、当課まで御相談ください。 ⑤ その他、市長が必要があると認める書類

■ 補助金の精算等について

補助金の精算に当たり剰余金が生じたときは、速やかに返納してください。

- ① 対象経費合計額が交付決定額を下回る場合は、対象経費合計額が交付確定額となります。この場合、差額は返納していただきます。
- ② 対象経費合計額が交付決定額を上回る場合は、交付決定額が交付確定額となります。

12 交付確定

活動の報告書類を基に、活動が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、補助金の額を確定し、補助金額交付確定通知書で通知します。

活動の実績が補助金の決定の内容や条件に適合されていないと判断された場合は、交付決定の取消や補助金の返還を求めることがあります。

13 仕入控除税額の報告

本補助金によって実施する活動において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税取引を行い、当該課税取引に係る税額（仕入控除税額）の控除を受けている場合、当該仕入控除税額を本市に返還していただくこととなります。

つきましては、活動終了後、消費税等の確定申告により、本補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、次のとおり、速やかに表紙の提出先に提出してください。**※消費税等の確定申告をしない場合も提出が必要**です。

提出期限	本補助金に係る消費税等の確定申告完了後、概ね 1 か月以内 ※ 確定申告をしない場合は、そのことが決まり次第、速やかに提出してください。
提出書類	① 消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第 4 号） ② 仕入控除税額の積算の内訳を記載した書類 ※消費税の確定申告をした場合のみ 例;確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等 ③ その他、市長が必要があると認める書類

○補助金に係る消費税等の仕入控除税額について（補足）

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して算出されます。

補助対象者が消費税の確定申告の際に、補助金を活用した課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該消費税分について控除対象仕入税額として控除できる一方で、補助金収入は非課税売上げとして計上され、補助対象者は当該仕入れに係る消費税を実質的に負担していないことになります。

そのため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合、当該仕入控除税額を本市に返還していただく必要があります。

14 補助が終了した活動等

(1) 活動の継続について

本事業では、複数年による教育研究活動を可能としています。

なお、広島広域都市圏全体の発展に向け、令和8年度以降も継続して活動していただくことが望ましい教育研究活動については、**本事業を引き続き活用いただくことのほか、大学等の自主財源、企業・団体等からの補助金等を活用することも視野に入れて、活動の継続を検討していただきたいと考えています。**

(2) フォローアップ調査について

本事業は、次代を担う若い世代が地域に愛着と誇りを持ち、地域に定着し、また、地域外であっても地域に関わりを持ちながら、地域づくりの担い手となって地域の発展に貢献していただくことを期待しています。

そのため、**補助金を交付した翌年度以降に、本事業を通じて活動に参加した学生を対象に、その後の進路、就職状況などについて何うフォローアップ調査を実施しますので御協力をお願いします。**

15 本事業に対する質問等

本事業に対する質問等がある場合は、表紙の問合せ先に電子メールで問い合わせてください。様式は問いません。

また、広く本事業について共有するため、質問要旨及び回答について、広島広域都市圏 HP (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>) でまとめて公開します。

16 その他

(1) 補助事業の公表等について

交付決定した事業については、大学名及び事業概要等を広島広域都市圏HP等で公表し、事業終了後は、活動の実績や成果等について、広島広域都市圏全体の発展に向け、広島広域都市圏HP等で広く取組内容を公開します。そのため、補助金を交付した翌年度以降において、取組状況等に関する問合せをすることがありますので、回答の御協力をお願いします。また、大学等においても、HP等を通じて、補助金の交付を受けて実施する活動を積極的にPRしていただきますよう御協力をお願いします。

(2) 中間調査等の実施について

補助事業の中途や実績報告の提出後に、広島市が必要と認める場合には、大学等に対し、広島市が指定する書類の提出を求めたり、大学等で現地調査を実施する場合があります。

(3) 情報公開等について

大学等から提出された書類等は、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は返還しないため、各大学等において控えを保管してください。

16 その他（続き）

(4) 地域や大学等での成果報告について

補助事業を実施したことにより得られた効果を地域等に波及させるため、活動成果を報告する機会を設けてください。

17 広島広域都市圏の市町が抱えている地域課題の具体例

区分	テーマ	地域課題の概要
①生活交通の維持・確保	地方ローカル線の利用促進及び沿線地域の活性化	・地方ローカル線では利用者数が減少しており、地方ローカル線及び沿線地域の衰退が懸念されている。
	住民の移動手段の確保	・利用者数の減少や交通事業者の担い手不足により、公共交通の減便や廃止が進むことが懸念されている。
②ICT環境の整備・有効活用	AI、ICTを活用した行政事務等の効率化	・行政に対する需要の多様化により、一層の業務効率の向上が求められている。 ・急激なデジタル化により取り残される者が無いよう、適切にデジタルデバイト対策を講じながら、ICTの活用による市民サービス向上を図る必要がある。
	行政情報の利活用の推進	・民間企業等がどのような情報を必要としているか把握が十分でない。 ・公表しているオープンデータを民間企業等がどの程度活用しているか把握できていない。
③交流・移住・定住の促進	空き家の掘り起こし・マッチングの仕組みづくり	・空き家が増加傾向にあるものの、家財整理等の負担から所有者が消極的であり、空き家バンクの登録が伸び悩んでいるなど、空き家の効果的な活用ができていない。 ・空き家利活用の希望があっても、マッチングに至らない場合が多い。
	多文化共生のまちづくりの推進	・外国人住民も地域社会の一員として活躍できるような環境づくりを推進していく必要があるが、外国人住民が地域と関わりを持つ機会が少ない。
④安全・安心な暮らしの確保	鳥獣被害対策	・農作物への被害が多発しているほか、住宅街への出没も増えており、住民の生活環境へ影響を及ぼしている。
	がん検診の受診率の向上	・各市町において受診啓発に係る取組等を行っているものの、受診率が伸び悩んでいる。
	災害時の早期避難を促す仕組みづくり	・災害時の早期避難の実現に向けて、住民に平時から防災を意識付けてもらうための取組が必要である。 ・地域で避難行動要支援者を早期に避難させるための避難支援者の確保が課題となっている。
⑤文化財・伝統文化の活用・保全	文化財等の継承や活用	・歴史的な建造物等の文化財や伝統文化を次世代に継承していくための適切な維持管理や後継者育成などが課題となっている。 ・貴重な地域資源である文化財等を効果的に活用し、地域の活性化や魅力向上につなげていく必要がある。
⑥観光資源の共同開発・PR	観光地のにぎわいづくり	・市町単独では、観光地としての知名度が低い、滞在時間が短いなどの課題があるため、圏域で連携して、新たな観光資源の掘り起こしや観光コンテンツの創出、効果的な情報発信等を行う必要がある。

17 広島広域都市圏の市町が抱えている地域課題の具体例（続き）

区分	テーマ	地域課題の概要
⑥ 観光資源の共同開発・PR	体験型修学旅行の受入拡充	・単独市町で体験から宿泊まで受け入れることが困難であるため、複数市町で連携して受け入れるツアーを造成していく必要がある。 ・圏域内の豊富な地域資源を生かした、広島広域都市圏ならではの体験プログラムを新たに開発していく必要がある。 ・民泊を受け入れている地域では、高齢化等による受入先の減少が課題となっている。
⑦ 地域におけるにぎわいの創出	廃校となった施設や廃線跡地の活用等	・学校が廃校となった地域やローカル線が廃線となった地域では、それらを適切に維持管理した上で、地域振興に有効活用することが求められている。
	高齢者の健康づくり・生きがいづくり	・急速な高齢化が進む中、地域では高齢者本人の健康づくりや生きがいづくり、地域の人とのつながりができる場が求められている。 ・既存の高齢者が地域で集う活動においては、利用者の固定化や減少、世話役の後継者育成などが課題となっている。
	地域内外の人のつながりの創出	・人口減少や高齢化の影響で、地域活動の維持が難しくなっており、地域内の若年層の関わりや地域外の人との関わり（関係人口の創出）などが求められている。
	自治組織の持続的運営	・役員の高齢化・担い手不足や、地域活動への参加者の減少が課題となっており、自治組織の継続的な活動が困難となっている。
	文化・スポーツ活動による地域の活性化	・文化・スポーツ活動は、地域での交流機会の創出につながり、地域の活力向上やにぎわい創出等に寄与することが期待できる。
⑧ 圏域内産品の地産地消	地域経済の循環	・エネルギー価格や物価高騰の影響や後継者不足等により、地域の事業者の置かれている状況は厳しさが増しており、広島広域都市圏の各市町の産品を活用した商品の開発等、圏域内における地域経済の循環を図る新しい取組が必要である。
⑨ 環境負荷の低減	地球温暖化対策	・カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むには、自治体や民間事業者、教育機関、地域住民などあらゆる主体が連携した取組が必要となっている。
⑩ その他	人口減少対策	・進学や就職に伴う若年層の転出超過が顕著となっており、各市町で子育て支援や地元への就職支援等、様々な人口減少対策の取組を行っているが、人口減少に歯止めがかからない。
	観光地でのオーバーツーリズム解消について	・観光客の急激な増加により、観光地等の周辺で、騒音、ゴミのポイ捨てなど、地域住民の生活や周辺環境に悪影響が及んでおり、自治体、地域住民等と連携した対策を検討する必要がある。

※ 上表のテーマは例示であり、上記テーマ以外でも申請は可能です（区分は①～⑩のいずれかから選択してください。）。

（参考）各市町が大学等に期待する取組について

上表の区分①～⑩について、市町が個別に抱えている地域課題や、当該課題に対して大学等に期待する取組をまとめた一覧を、広島広域都市圏ホームページにおいて、掲載しています。大学等で活動を検討する際に参考になさってください。

個別の市町への連絡を希望する場合は、表紙の問合せ先まで御連絡ください。

広島広域都市圏ホームページ：

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/kouiki/2million/1027229/1012413.html>



18 事業の流れ

交付申請前	1. テーマ設定	募集案内の具体例を参考に、教育研究活動で実施する地域課題のテーマを設定してください。	4月中旬～
	2. 事前相談	フィールドとする市町とのマッチング等について、広島市へ事前相談を行ってください。（希望者のみ）	4月28日～5月30日
	3. 交付申請	補助金交付申請書及び事業計画書等を広島市へ提出してください。	4月28日～5月30日
交付申請後	4. 審査	補助金の交付対象となる活動を審査します。	6月初旬～6月下旬
	5. 交付決定	広島市から申請者に対して、採択・不採択に係る通知をします。	6月下旬～7月上旬
	6. 活動実施	決定通知後、活動を実施してください。11月上旬に活動状況のヒアリング等の実施を予定しています。	7月上旬～2月28日
	7. 成果発表	広島広域都市圏協議会（発表団体数は数件程度を予定）や活動を行った地域において、これまでの活動の成果を発表してください。	2月上旬（予定）
	8. 活動報告	大学等は、実績報告書等を広島市へ提出してください。	2月下旬
	9. 交付額確定	広島市は、補助金が適正に使われたかを審査し、大学等へ補助金額の確定通知をします。	3月下旬～4月上旬